

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公開番号】特開2013-51985(P2013-51985A)

【公開日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【年通号数】公開・登録公報2013-014

【出願番号】特願2011-190049(P2011-190049)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月24日(2015.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤に打ち込まれた遊技球の検出に基づいて抽選を実行する抽選手段と、
前記遊技盤に配設されたアタッカユニットと、を備えた遊技機において、
前記アタッカユニットは、
前記入賞球となる遊技球を受け入れる入賞口と、
前記入賞口の開閉手段と、
前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入された遊技球を前記入賞口に向
て流下させて、前記開閉手段の開放時に前記入賞口に遊技球を入球させる第1の流路と、
前記第1の流路を流下していた遊技球が前記入賞口に入球出来なかった場合に前記アタ
ッカユニット内に形成された遊技領域から流出させる第2の流路と、
前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入された遊技球を前記開閉手段によ
る前記入賞口の開閉に拘わらず、前記入賞口に入球し得ないように流下させる第3の流路
と、
遊技球が前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入されると、遊技球を前記
第1の流路又は前記第3の流路に分岐させ、何れかの流路で遊技球を流下させる分岐部と
、
を備えることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記抽選の結果に基づいた演出画面を表示可能な表示手段をさらに有する
ことを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記表示手段が液晶表示装置である
ことを特徴とする請求項2記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

この種の遊技機では、ワープ通路のように、入口から流入した遊技球を、入口の先の出口まで誘導してそのまま流出させる遊技球通路が知られていた（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

しかしながら、このような流路では遊技球の流下の態様が容易に想像できてしまうため、遊技者を楽しませることには限界があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

そこで本発明は、複数の流路のうちいずれかの流路を通るかによって、遊技者を楽しむことができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上述の目的を達成するために、本発明は、遊技盤に打ち込まれた遊技球の検出に基づいて抽選を実行する抽選手段と、前記遊技盤に配設されたアタッカユニットと、を備えた遊技機において、前記アタッカユニットは、前記入賞球となる遊技球を受け入れる入賞口と、前記入賞口の開閉手段と、前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入された遊技球を前記入賞口に向けて流下させて、前記開閉手段の開放時に前記入賞口に遊技球を入球させる第1の流路と、前記第1の流路を流下していた遊技球が前記入賞口に入球出来なかった場合に前記アタッカユニット内に形成された遊技領域から流出させる第2の流路と、前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入された遊技球を前記開閉手段による前記入賞口の開閉に拘わらず、前記入賞口に入球し得ないように流下させる第3の流路と、遊技球が前記アタッカユニット内に形成された遊技領域に流入されると、遊技球を前記第1の流路又は前記第3の流路に分岐させ、何れかの流路で遊技球を流下させる分岐部と、を備えることを特徴とする遊技機である。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本発明によれば、複数の流路のうちいずれかの流路を通るかによって、遊技者を楽しめる遊技機を提供することができる。